

掛川市固定資産税課税台帳データクレンジング 登記簿照合
業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月13日

掛川市

1 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、掛川市が固定資産税課税業務において保有する土地及び家屋の課税台帳情報（以下、課税情報という。）と、法務局より電子データとして提供を受けた登記要約書データ（以下、要約書データという。）を照合し、双方の物件情報を同定するものである。

今回の委託業務は以下の2点を目的として実施する。

- ① 委託内容についてノウハウを有し、他自治体において実績のある事業者へ委託することにより、一件でも多くの物件情報に対し、一定の根拠を以て課税情報と要約書データとの突合結果を得ること、また、同定に至らないデータについて、掛川市が検討するにあたり補助となる情報整理を行うことで、正確かつ効率的にデータクレンジングが実施されること。
- ② 得られた結果を、課税対象の誤認等による課税誤り防止及び正確な評価と公平な課税のために、電算情報として課税台帳へ還元できるよう調整すること。

(2) 業務名

掛川市固定資産税課税台帳データクレンジング 登記簿照合業務

(3) 業務内容

「掛川市固定資産税課税台帳データクレンジング 登記簿照合業務委託 仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年1月31日（金）まで

2 予算上限額

22,781,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 2,071,000円）

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 直近2ヶ年度の間、5以上の他自治体にて登記簿照合業務を請け負い、適切に業務を完了した実績のある者であること。
- (2) 令和6年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人格を有している者であること。
- (5) 掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による更正手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (8) 掛川市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 28 日掛川市条例第 27 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 選定の手順

(1) スケジュール

項目	期日等
① プロポーザル実施要領等の公表	令和 6 年 5 月 13 日（月）
② 質問の受付	令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時まで
③ 質問への回答	令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時
④ 参加申込書の提出	令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
⑤ 企画提案書等の提出	令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで
⑥ プレゼンテーション（審査会）の実施	令和 6 年 6 月 12 日（水）（予定）
⑦ 審査結果の通知	令和 6 年 6 月 19 日（水）（予定）
⑧ 契約締結	令和 6 年 6 月下旬（予定）

(2) プロポーザル実施要領等の公表

掛川市ホームページにおいて、令和 6 年 5 月 13 日（月）から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。掛川市役所での配布や郵送は行わない。

(3) 質問の受付

- ア 提出方法 質問書（様式 3）に記入し、電子メールで提出する。
- イ 提出期限 令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時まで
 - ※ 電話等口頭による個別の対応は一切行わない。
 - ※ 電子メール送信後に電話で到着確認をすること。

ウ 提出先 掛川市役所 資産税課 土地係
電 話：0537-21-1137
電子メール：sisanzei@city.kakegawa.shizuoka.jp

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容を取りまとめ、掛川市ホームページへ掲載する。
掲載日時 令和6年5月24日（金）午後5時

(5) 参加申込書の提出

ア 提出方法 参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、参加要件に係る添付書類を添えて電子メールで提出する。

イ 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで
※ 電子メール送信後に電話で到着確認をすること。

ウ 提出先 掛川市役所 資産税課 土地係
電 話：0537-21-1137
電子メール：sisanzei@city.kakegawa.shizuoka.jp

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 提出書類を郵送又は持参で提出する。

イ 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時まで
郵送の場合は必着とする。

ウ 提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市役所 資産税課 土地係

エ 提出書類 企画提案書等 7部（正本1部 副本6部）
※ 提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない

オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	・提案書の提出は1提案者1件とする。 ・企画提案書には表紙をつけ提出者名（事業者名）を記入すること。	任意様式
業務工程表	・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。	任意様式
見積書	・様式2に見積金額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付すること。	様式2

(7) プレゼンテーション（審査会）の実施

- ア 開催日時 令和6年6月12日（水）予定（時間は別途通知する。）
- イ 開催場所 掛川市御所原9番28号 徳育保健センター内（場所は別途通知する。）
- ウ 実施方法 企画提案書に関するプレゼンテーション方式とする。

実施方法については、以下のとおり。

- (ア) プレゼンテーションの時間は、1者あたり20分とし、提案者は2人以内とする。
- (イ) プレゼンテーションの実施終了後、10分の質疑応答時間を設ける。
- (ウ) プレゼンテーション会場への提案者入場は、3人以内とする。
- (エ) パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター、HDMIケーブル、電源延長コードは市が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意すること。
なお、会場において、掛川市よりインターネット回線の提供はできない、かつ、通信事業者等が提供する任意の無線接続が安定して通信できない場合があることに留意すること。
- (オ) プレゼンテーションは、本市が企画提案書を受理した順に実施する。

(8) 審査会評価方法及び基準

ア 評価方法

- (ア) 提出された企画提案書の内容を基に、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- (イ) 受託候補者は全審査員が60点以上の評価をしていることを条件とする。
- (ウ) 最高得点者が2者以上となった場合、審査会の協議により受託候補者を決定する。
- (エ) 候補者が1者のみでも、プレゼンテーション方式（審査会）の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

イ 評価基準

審査項目	審査基準	配点
①業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・過去5年間において、地方公共団体が発注する同種業務を受注・完了した実績がどれだけあるか。（受託者独自のシステム導入やその他業務に付随して実施した登記簿照合については、単年度委託（または単年度相当の期間）で登記簿照合作業部分が完了したものを評価対象とする。）・受託者過去業務実績における登記簿データと課税データとの照合実績。（照合率に加え、照合に用いる項目数や作業内容を踏まえ評価する。）	15点

②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せや問合せに的確かつ迅速に対応でき、円滑な業務を遂行できる体制が組まれているか。 ・業務実施にあたり十分な人員確保（作業従事者数、業務に精通する管理者等）がされており、仕様書記載業務の遂行体制が具体的に示されているか。 ・個人情報保護体制を含む情報管理体制（委託内で取り扱うデータの授受、保管、バックアップ等）や、緊急時の連絡体制は十分か。 	10点	
③作業内容	I 照合準備	<ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳データに対し、適切な照合ができる登記簿データベースの構築がされているか。 ・照合のための登記簿データ整理結果について、全体及びレコード毎等、簡潔に委託者に示せるような調整がされているか。 	10点
	II 電算照合	<ul style="list-style-type: none"> ・照合に用いるデータ項目及び登記簿データと課税台帳データの内容の調整を必要十分に行なうことができるか。 ・照合要件とするデータ項目の設定にノウハウを有し、正確性と効率性のバランスの取れた要件の提示ができるか。 	10点
	III 突合	<ul style="list-style-type: none"> ・電算照合で不一致となった物件について、目視による照合や自社分析スキーム等を用いるなど、照合率を100%に近づけるノウハウ、手法を、実績を交え提案・実施できるか。 ・照合に際しては、受託者の見地、掛川市の方針の双方が十分に反映される、独自性・柔軟性のある方法を取ることができるか。 	15点
	IV 不一致	<ul style="list-style-type: none"> ・照合に至らないレコードを分類し、簡便に検索、閲覧することができるデータベースを委託者に提供することが出来るか。 	10点
	V 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・単に一致／不一致の分けや不一致理由のみでなく、受託者が実施した作業を踏まえた運用上の注意点や不一致レコードの処理に係る今後の検討課題など、委託完了後に継続して委託者が作業・検討できる内容をまとめているか。 	15点
④業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の実施スケジュールが具体的で、業務委託期間内に適切に組み込まれているか。 	10点	

⑤価格点	・ 予算上限額に対して提示された参考見積金額	5 点
合計		100 点

(9) 審査結果の通知

審査結果については、提案者に対し、令和6年6月19日（水）に電子メールにより通知する（予定）。審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(10) 契約締結

審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、プロポーザルで提案のあった内容を踏まえた形に仕様書を調整のうえ、見積書を徴して契約を締結する。なお、仕様書の調整により、プロポーザル時に提示のあった参考見積金額を超える額となる場合、協議不調となる。

協議が不調の時は、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

契約締結日は、令和6年6月下旬を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

6 その他

(1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となる場合がある。

(2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

7 書類の提出先及び問い合わせ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所（2階南側）総務部 資産税課 土地係

担当：赤堀 山田

電話：0537-21-1137 FAX 0537-21-1164

電子メール：sisanzei@city.kakegawa.shizuoka.jp